

報告第5

3信監第10号
令和3年11月26日

信濃町長 横川正知様
信濃町議会議長 佐藤武雄様
信濃町教育委員会教育長 佐藤尚登様

信濃町監査委員 清水 岳美
同 青柳 秀吉

令和3年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

令和3年度定期監査報告書

第1 監査の実施期間

令和3年9月27日から令和3年11月25日まで

第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添、令和3年度定期監査日程表（7頁）のとおり。

第3 監査の対象事項及び範囲

- ・ 監査の対象事項

予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

- ・ 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された事務事業等

第4 監査の方法

令和3年度上半期（必要に応じて令和2年度繰越事業含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取しました。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施し、例月出納検査の結果も参考にして監査を実施しました。

第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告と併せて意見として注意事項及び検討事項を記載しました。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

また、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略しました。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (令和3年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	5,942,503,000	3,488,164,740	3,011,608,623	476,556,117	50.7	86.3
国民健康保険 特別会計	1,100,680,000	585,526,444	465,440,505	120,085,939	42.3	79.5
後期高齢者医療 特別会計	120,718,000	87,814,285	39,187,855	48,626,430	32.5	44.6
介護保険事業 特別会計	956,861,000	715,065,773	386,999,208	328,066,565	40.4	54.1
古海診療所 特別会計	4,630,000	100,713	100,713	0	2.2	100.0
水道事業会計	収益的 199,108,000	112,850,751	105,152,634	7,698,117	52.8	93.2
	資本的 53,276,000	3,427,114	3,427,114	0	6.4	100.0
下水道事業会計	収益的 432,674,000	137,917,549	118,327,820	19,589,729	27.3	85.8
	資本的 403,343,000	162,610,000	162,610,000	0	40.3	100.0
病院事業会計	収益的 1,454,379,000	660,938,495	660,938,495	0	45.4	100.0
	資本的 40,453,000	0	0	0	0.0	0

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (令和3年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
一 般 会 計	5,942,503,000	2,142,512,295	3,799,990,705	36.1
国 民 健 康 保 険 計 特 別 会	1,100,680,000	455,370,911	645,309,089	41.4
後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会	120,718,000	52,749,075	67,968,925	43.7
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会	956,861,000	401,002,357	555,858,643	41.9
古 海 診 療 所 計 特 別 会	4,630,000	150,895	4,479,105	3.3
水 道 事 業 会 計	収益的 192,726,000	44,130,994	148,595,006	22.9
	資本的 119,052,000	34,146,063	84,905,937	28.7
下 水 道 事 業 会 計	収益的 512,607,000	63,819,182	448,787,818	12.4
	資本的 404,511,000	162,894,491	241,616,509	40.3
病 院 事 業 会 計	収益的 1,509,782,000	560,323,102	949,458,898	37.1
	資本的 109,979,000	21,537,274	88,441,726	19.6

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

第6 監査の意見

1 各課等共通事項

(1) 収入未済額の縮減について

一般会計、特別会計、公営企業会計の収入未済額は年々減少傾向にありますが、依然として多額となっています。収入未済額の縮減は、町民負担の公平性の確立と財源確保の観点からも極めて重要です。引き続き縮減に向けて努力され、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、各課等が所管する税外収入及び公営企業収益の滞納未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられ、中には増加しているものもありますので、引き続き早期の解消と債権の管理に努めてください。

(2) 予定価格の算定方法について

指名競争入札又は随意契約により事業を実施している事例の中で、町が定めた予定価格と消費税を加算した入札又は見積額が円単位まで同額で、かつ、1回の入札又は見積で決定している事例が数多く見受けられました。財務規則第100条及び第103条で準用する同規則第89条第2項で、「予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。」と規定しています。このため、双方の数値が一致するということが、入札額等の不自然さを否めません。

地方自治法第2条第14項では、地方公共団体の事務処理に当たって最小の経費で最大の効果をあげるように求めています。町が予算執行する上で予定価格の決定は適正な額の支出をするために非常に重要な行為です。財務規則に沿った予定価格の設定に努めてください。

(3) 契約書の記載内容について

信濃町長、信濃町教育委員会教育長及び信濃町立信越病院開設者（以下「信濃町長」という。）が事業者等と取り交わす各種契約書の記載内容について、契約書本文中の信濃町長等の表記と記名押印欄の町長等の表記が異なる事例が数多く見受けられました。契約書は当事者の合意内容を証明するための重要な書類ですので、本文及び記名押印欄の表記は同一であること、又信濃町長等の正式名称を用いることが必要です。

(4) 業務の適正性の確保について

町職員がそれぞれの業務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、今年度も一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。書類の決裁回議に当た

って、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを
確認した上で決裁することが求められます。

この点に関し、平成 29 年 6 月 9 日付けで地方自治法等の一部を改正する法律が
公布され、国が平成 31 年 3 月に「地方公共団体における内部統制の導入・実施ガ
イドライン」を公表し、令和 2 年度から実施しています。内部統制とは組織におい
て各種業務を事前にルール化し、それに基づいて業務を行い、チェックする仕組み
です。町村に関しては現時点で努力義務とされていますが、職員異動時の混乱や業
務上の間違いを防ぐために大変重要な制度ですので、早期に取り組むことが望まれ
ます。

2 各課等個別事項

【総務課】

(1) 扶養手当認定時の添付書類について（庶務係）

扶養手当の認定にあたって、その確認書類として町長が別に定める書類等を添
付することとされていますが、別の定めが無いこと、また、確認書類が添付され
ていない事例がありました。このため認定の適否が判断できません。関係規定を
整備し、認定に必要な書類を添付するようにしてください。

【産業観光課】

(1) Yahoo!ビッグデータ利用料について（農林畜産係）

町は今年度ヤフー株式会社と DS. INSIGHT for Gov の利用契約を月額 75,000 円
（税別）で取り交わしています。この契約の概要は、Yahoo JAPAN が蓄積するビ
ッグデータを A I 技術で解析し、その結果を自治体の事業活動に活用するための
ものです。

活用範囲は農業施策に限らず防災施策や関係人口施策等にも有用とされていま
すが、その活用状況を確認した結果、データの閲覧に留まっているとのことでした。

本来であれば、まず各種施策の課題を明確にし、その解決方法としてこのサー
ビスを活用することが必要ですが、現時点ではデータが施策の課題に対する解決
策として活かされていない状況です。効率的なデータ活用方法の策定を求めます。

【教育委員会】

(1) 契約書の代表者について（各係共通）

教育委員会が締結する契約書の中に、代表者が町長となっている事例がありま
した。理由を確認したところ、教育長の権限に属する事務処理規程第 2 条に基づ
く決裁権に合わせたとのことでした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条では、「教育長は、教育委員
会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」と規定しています。

教育長の権限に属する事務処理規程は町の内部規程にあること、また町の各課

長決裁であっても契約者は町長としていること等から、教育委員会が締結する契約書についても地方教育行政の範疇に属する契約については教育長とすることの検討を求めます。

【信越病院】

(1) 過年度未収金対策について

医療費本人負担金の未収額は、監査日現在 1,375 万余円となっています。未収金の回収方法について確認したところ、特段仕組みは設けていないとのことで、担当者の裁量に任されている点が危惧されます。未収金の縮減については、前記 1 の (1) で述べたとおり、利用者負担の公平性の確立と財源確保の観点からも極めて重要です。未収金縮減対策について、一定の仕組み作りが望まれます。

(2) 不動産の賃貸借契約について

病院は、医師住宅借上のため平成 21 年 3 月 6 日付で町内の A 氏と賃貸借契約を結び、契約期間については、甲乙双方のどちらかの申し出がない限り、自動更新するものとしています。

本来、翌年度以降にわたる債務の負担については、地方自治法第 214 条で、予算で債務負担行為として定めなければならないと規定しており、予算の裏付けが必要です。これに対し、地方自治法第 234 条の 3 で規定する長期継続契約は、予算の単年度主義に対する特例を定めたものであり、長期にわたる予算の裏付けを必要としない代わりに、同条後段で「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定しています。このため、長期継続契約を締結するにあたっては、契約書中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条件(解除規定)を付すことにより、翌年度以降も義務費とならないことを担保する必要があります。

当該契約は解除規定が設けられていないことから、地方自治法第 234 条の 3 で定める長期継続契約の要件を満たすようにしてください。

令和3年度 定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9月27日(月)	税務会計課	調書監査
	議会事務局、監査委員事務局	調書監査
9月29日(水)	総務課	調書監査
10月4日(月)	住民福祉課	調書監査
10月6日(水)	産業観光課	調書監査 現地監査（令和2年度繰越明許 災害復旧 上ノ山農地・原落合用排水路法面復旧工事）
10月13日(水)	信越病院	調書監査
10月18日(月)	建設水道課	調書監査 現地監査（令和2年度繰越明許 野尻湖町有 棧橋整備事業 管川固定棧橋設置工事）
10月22日(金)	教育委員会	調書監査
10月25日(月)	総務課	現地監査（ノマドワークセンター空調及び照 明設備改修・プレミアム会議室改修工事）
10月29日(水)	産業観光課	現地監査（黒姫陸上競技場改修工事）
	教育委員会	現地監査（黒姫童話館：トイレ自動洗浄改修工 事、ナウマンゾウ博物館：換気扇設置・空調設 備改修工事）
11月25日(木)	全課等	結果の取りまとめ